

「第7回集会の課題と地域人権運動」

全国地域人権運動総連合事務局長 新井 直樹

第1 第7回和歌山全研の開催にあたって

地域人権問題全国研究会を開催する目的は、すべての人が人として普通に暮らせる平等な地域社会を実現するための自由な討論と研究を深めることにあります。



本集会を開催する和歌山県は、国民融合路線にもとづく同和行政を進め、雇用の確保や教育条件の整備と地域づくりに大きな成果をあげてきた所です。この成果から学び、今後の地域づくりと地域人権運動の前進をはかるものです。

明日の分科

会では、参加された皆さんとともに、本集会のタイトルあります「憲法を暮らしに活かし、住みよい地域社会に「貧困と格差をなくし地域社会に人権を確立しよう」を更に前進させるため、活発な討論により本集会を立派に成功させたいと考えています。

各分科会の討論の柱は次の通りです。

第1分科会「暮らしやすい地域づくり」

- ・ 地域社会の現状と地域人権運動の課題
- ・ 介護・福祉・就労などの取り組みを交流

第2分科会「地域人権の展望」

- ・ 人権のとらえ方と今日の到達点
- ・ 地域実践から「地域人権」を考える

第3分科会「地域の人権諸課題と人権擁護の課題」

- ・ 地域社会が連帯して人権諸課題に取り組むために

- ・ 現行人権擁護の制度をめぐる課題とあらたな人権機関について

第4分科会「『根深い差別意識』論と人権啓発のゆがみ」

- ・ 『根深い差別意識』の論拠はあるか

第5分科会「社会発展の歴史と部落問題解決」

- ・ 社会発展の歩みと部落問題について
中世・近世・近現代を概観し、今後の歴史像を深める
- ・ 部落問題の肥大化等、誤った教科書記述の訂正を視野に論議を深める

第2 東日本大震災から学ぶ

(1) 本年3月11日14時46分18秒、宮城県牡鹿半島沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード(M_w) 9.0を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及びました。この地震により、場所によっては波高10メートル以上、最大遡上高40・5mにものぼる大津波が発生し、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。また余震の揺

れや液状化現象、地盤沈下、ダムの決壊などによって、北海道・東北・関東の広大な範囲で被害が発生し、各種ライフラインも寸断されました。6月10日時点で、震災による死者・行方不明者は2万人以上、建築物の全壊・半壊は合わせて18万戸以上、ピーク時の避難者は40万人以上、停電世帯は800万戸以上、断水世帯は180万戸以上に上りました。政府は震災による被害額を最大25兆円と試算しています。

地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質の放出を伴う重大な原子力事故に発展しました。これにより、周辺一帯の住民は長期の避難を強いられています。その他の発電所でも損害が出たため、関東・東北地方は深刻な電力不足に陥りました。

とりわけ放射能の被害は広範囲に及び、収束の見通しは立っていません。

(2) 全国人権連は3月12日に「東日本大震災対策本部」を立ち上げ、「災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会（全国災対連）、全国労働組合総連

合気付」と相談しながら支援を行ってききました。

「震災NEWS」を発行し、義援金を集め、この間東北3県や長野県等の18箇所に配分してきました。県段階では物資の支援やバザー、さらにボランティアも兵庫県連などから派遣されました。

東日本大震災の発生から3カ月、地域コミュニティが破壊されたもどで、被災者の先の見えない苦しみと不安、生活と産業再建に向けて国の全面支援を求める強い願いがあふれています。

私たちがこの大災害、大人災から学ぶことは、いま住民の安全は守られているか、地域社会が安心して暮らせる環境にあるかどうか。この観点で現状の対策を抜本的に見直し、対策をとることにあります。

①被災者の救援と生活・生業再建の土台づくりは国の責任で

国・自治体による「災害保障」は、憲法13条（幸福追求権）・25条（生存権）の要請するところです。避難所ないし避難先や孤立した住居での生活が長期化する中で、当面の生活費すら底をつく被災者が増加しています。被災者の生活の実

情に応じた金銭支給（災害救助法23条2項）を実施するよう、国として都道府県・市町村に徹底を図ることを求めます。

津波により生産手段（農地・農耕器具や漁船・漁港、関連工場・設備）を根こそぎ奪われ、自力で生業を再開する条件は完全に奪われています。生業に必要な資金・器具・資材の給与または貸与、さらには必要な場合の金銭支給は、現行の救助法でも可能な措置であり（災害救助法23条1項7号、2項）、実施をためらうべきではありません。

②十分な救助・救援のため、必要な法改正を速やかに

今回の大震災被害は、被災した市町村や県の財政負担能力を遥かに超えています。法改正により原則として国による全額費用負担を原則とすることで、被災地の地方自治体が安心して救助・救援に専心できるようすべきです。

③「災害保障」（憲法13条、25条）に基づく助成と、そのための法制度構築

救助・救援からさらに進んで、被災者住民の住まいと生活の再建、被災地域の産業基盤の復興を実現することが、日本

社会の大きな目標となります。かかる大震災によって生活と産業の土台を破壊された被災者に対して、国は「社会保障としての助成」を提供する責任があります。憲法25条の生存権、13条の幸福追求権はこうした「災害保障」を国に要請しています。政府は、「災害保障」の要請に応え、現行法制度の見直しと、真の復興を目指す法制度の確立に進むべきです。

当面、以下の法改正・法整備を進めることを政府に対して求めます。

- ・ 現行の被災者生活再建支援法の、極めて低い支給金額（家屋全壊後に購入の場合でも300万円に過ぎない）を、せめて500万円に引き上げることを。

- ・ 被災中小企業の重荷となっている二重債務を解消するため、債務返済の凍結、金融機関 から債務を買い取る機構の設置を可能とする法整備。事業を再開するための資金の公的支援と、その後の長期・無利子融資を保障すること。

- ・ 現行の激甚災害法の定める、農漁業従事者等への補償の要件・範囲を見直すこと（例えば破損漁船について

は5トン以下、3分の2のみ補償と
なっている）。

④「復興」に名を借りた「構造改革」推進と国民への負担押し付けに反対

震災の被害の表れ方は地域ごとに異なり、生じてくる課題も様々です。上から画一的な計画の押し付けではなく、それぞれの地域の住民や産業の実情に見合った復興計画を、住民の合意によりつくり上げてゆく、正しく住民自治の精神が求められています。

これに対して、震災を契機として「構造改革」と国民負担増を推し進めようとする動きが強まっています。また、こうした「復興」の財源として、「復興税」という名の消費税増税が、マスコミをも総動員して公然と主張されています。国の「災害保障」の責任や、労働者と地方を切り捨てて巨額の内部留保を形成してきた大企業の社会的な責任を曖昧にしたまま進められようとしている国民負担増の動きには、断固反対です。

「構造改革」による市町村の広域合併で自治体職員が削減され、必要な医療機関も社会福祉施設も整理統合され、セーフティネットが破壊されていたところ

へ、大地震と大津波、原発災害が襲いかかってきたものです。

財界本位の「復興」は、被災地住民の生活再建や、被災地域の産業再建には決してつながりません。

⑤震災を口実にした憲法改悪は許されない

今回の震災を口実に、国家の非常・緊急事態に素早く対応できるよう、憲法を改正して、国家緊急権を設置すべきだと主張する勢力があります。

しかし、憲法による権力の制限は近代立憲主義の根幹を成すものであり、安易にその例外として、憲法に拘束されない権力行使や法律にもとづかない権利制限を認めるのは、近代立憲主義そのものの否定に他なりません。

今回の震災への政府の対応に不備があるとすれば、その原因は歴代政権の震災対策の不十分さに求められるべきです。例えば、福島原発事故は政官財が一体となって「安全神話」を国民に押し付け、原発事故への対応策を怠ってきた結果に他なりません。国民の平和的生存権を脅かす反憲法的な施策にこそ原因が求められるべきであって、憲法を攻撃対象とするのは、およそ見当外れの謬論に過ぎま

せん。

今も多くの被災者が困難な生活を強いられ、原発被害が拡大しているにも関わらず、震災を改憲の好機として利用する改憲勢力の策動を許してはなりません。

⑥原発依存から再生可能なエネルギー政策に転換を

第3 民主党政権の迷走

菅政権は発足して1年を過ぎましたが、首相はすでに退陣する意向を表明し、焦点は後継政権に移っています。小泉元首相が退陣した2006年以降、菅氏の次の首相は6人目。1年内外で首相が次々に代わっては、政策課題に何の手も打てないばかりか、国際的にも信用が低下するばかりです。昨年6月の参院選で消費税引き上げを党内議論を経ぬまま唐突に持ち出し、国民の不信を買って民主党は惨敗し、これで衆参両院で多数派が異なる「ねじれ国会」が出現し、政策の実行が困難になったものです。

政権の行き詰まりは菅首相の政治手法に問題があり、その後も「平成の開国」と称して環太平洋連携協定(TPP)の

交渉参加を突然打ち出し、混乱を招いています。看板だった政治主導も上滑りです。

いま民主党内で浮上しているのは菅首相の退陣後をにらんだ自民党との「大連立」構想ですが、東日本大震災の復興、福島第1原発事故の収束にこそ全力を傾けるべきであり、国民との矛盾を深めている与党政権に未来はありません。

第4 憲法をめぐる課題

2007年5月、自民・公明の当時の与党は、国民の慎重審議を求める声を振り切り、改憲手続法案(国民投票法案)を、中央公聴会も開かぬまま、審議を打ち切って採決するという前代未聞の暴挙を行いました。そして、改憲に反対する多数の国民世論の前に、参議院については、4年間にわたり、憲法審査会を始動させる規程が定められない状況が続きました。しかし、与党民主党は、突然、参議院議員運営委員会に規程案を提出し、このたび(5月18日)、強行採決に及びました。

与党民主党は、自民党同様、軍隊を持ち、交戦権を認め、集団的自衛権の行使

を当然のこととし、自衛隊による海外での武力行使を可能にし、アメリカが引き起こす無法な戦争に、日本が積極的に参加できる憲法作りを志向しています。

しかし、「憲法9条を変えた方がよい」とする世論は、少数(30%)であり、「憲法9条を変えない方がよい」という国民世論は59%と圧倒的です(5月3日実施の朝日新聞社による調査)。

東日本大震災と福島原発による未曾有の災難とその復旧・復興が求められている最中、国民の関心の外にある改憲論議を一拳に進めようとすることは、暴挙と言わざるをえません。憲法9条の改悪をめぐり参議院憲法審査会規程の採択に、厳しく抗議し、引き続き憲法改正阻止のために全力をつくすものです。

第5 「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の採択に抗議する

6月3日大阪府議会は、「大阪維新の会」が提出した「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」案を、単独過半数を占める「大阪維新の会」などの賛成で可決し

ました。この条例は、府の施設において執務時間中に国旗の掲揚を義務づけるとともに、政令市を含む府内公立学校の入学式や卒業式などで君が代を斉唱する際、教職員に起立・斉唱を義務づけるものです。

日本国憲法が、精神的自由に関する諸規定の冒頭で、思想・良心の自由を保障しているのは、大日本帝国憲法下において、治安維持法の運用にみられるように、特定の思想を反国家的なものとして弾圧するという、内心の自由そのものが侵害される事例が少なくなかったことに對する反省によるものです。思想・良心の自由を制限するにあたって、公権力に對しては、こうした歴史的事実に對する正確な理解と配慮、きわめて謙抑的な態度が要請されるものです。

君が代については、大日本帝国憲法下において天皇主権の象徴として用いられた歴史的経緯に照らし、現在においても君が代斉唱の際に起立すること自体が自らの思想・良心の自由に抵触し、抵抗があると考える国民が少なからず存在しており、こうした考え方も憲法19条の思想・良心に含まれるものとして憲法上の保障を受けるものです。

国や地方自治体が、教職員に對し君が代の起立・斉唱を強制することは、教職員と子ども・保護者の思想・良心の自由を侵害するものとして許されません。

このように思想・良心の自由を侵害するおそれがあるからこそ、国旗・国歌法制定時には、国旗・国歌の義務づけや尊重規定を設けることは適当でない旨の政府答弁が国会でなされ、同法に国旗・国歌の尊重を義務づける規定が盛り込まれなかったものです。「新たに義務を課すものではない」旨の首相談話も発表されました。

この条例は、こうした立法の経緯を全く無視するものであり、法律の趣旨を逸脱するものです。その内容は、教職員と子ども・保護者の思想・良心の自由を侵害するものであり、違憲な条例と言わざるを得ません。

本年5月30日の最高裁第二小法廷判決も、東京都の都立高校の学校長が教職員に對して、日の丸に向かって起立し国歌を斉唱するよう命じることが、その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となることを認めています。個別具体的な事情を前提とする職務命令についてそうであるならば、あらかじめ抽象的

に広く起立・斉唱を義務づける本条例が、思想・良心の自由の侵害として違憲であることは明らかです。

こうした違憲な条例を、十分な審議もせず府議会で単独過半数を占める「大阪維新の会」の多数の横暴で可決したことは、民主主義の蹂躪も伴うものであり、怒りをもって強く抗議します。あわせて、本条例に基づいて教職員の処分がなされることが絶対にならないよう大阪府に強く求めてゆきます。埼玉県知事等も首長の命令を聞かない公務員の排除を示唆するなど、問題は大阪にとどまらず、全国的な闘いが必要です。

人権連は大阪府議会に抗議をしました。が、国民にも見える形で問題を提起してゆきます。

第6 いくつかの課題をめぐって

(1) 「解同」綱領改正と全解連「基本方向」の優位性

①「解同」は本年3月に開いた第68回国大会で、新綱領を採択しました。

(1) 部落解放同盟は、部落民とすべての人びとを部落差別のくびきから完全に解

放し、もって人権確立社会の実現を目的とし、その目的実現のために結集する部落民を核とする大衆運動団体である。

(2)部落解放が実現された状態とは、部落民であることを明らかにしたり、被差別部落が存在していても何らの差別的取り扱いや忌避・排除をうけることなく、安心と安全を享受し、自己実現ができる社会環境になることをいう。

(3)部落が解放された社会環境や状態をつくりだすためには、①部落民の人間の尊厳が確保され、人間らしい生活を安心して営むことができて、②憲法の実体化に基づき、部落差別の禁止や再発防止、差別被害の救済などにかかわる法制度が整備されている、③国際的な人権基準などを踏まえた人権教育・啓発が社会の隅々までいきわたり、差別を許さない人権文化が確立されていく基盤整備ができて、④差別撤廃・平等化実現への公的な行政責任が明確にされ、必要な差別撤廃への積極的な是正措置がとれる行政機構の確立が図られている、⑤共生の権利の承認が根づいた地域社会・共同体が創出され、人と人との豊かなつながりの構築の実現されている、等の条件が整っていることが必要になる。

②1997年改正綱領と同様の問題を含む

根本問題は、「互いに乗り越える」と言いつつ、自ら民主的人格形成や自立を促すこともせず、独善的に他者を攻撃する立場をとっていることです。

(1)部落問題をあたかも民族問題のように描くという、誤った論拠からの立論。

部落の人びとが自らの出生地を明らかにする「部落民宣言」の問題がありません。自らの出生地を明らかにするかしなはいかは、本人の自由に属する問題であり、何人もこれを強要することは許されません。現在、部落の人びとの部落にかかわる意識は、意識的に出生を隠す人もいれば、これをまったく意識せずにいる人もおり、さらにこの問題を意識し、自覚的行動に出る人もいるなど、さまざまです。このどれがいか悪いか評価できるものでなく、それぞれの人生観にもとづく個人の選択権に属するものです。しかも公教育の場で強要する行為は甚だしい人権侵害にあたります。

「部落民宣言」は、「部落民」と非「部落民」との明確な区分がなく、日常的にこだわりなく生活しているもので、これを擬制的に本人に洗脳する時代

逆行の許し難いイデオロギーです。

部落問題の解決は、「部落民として解放される」のではなく、「部落民からの解放」であり、「部落民」は解放されたら「部落民」ではなくなります。

この「解同」の「部落民として解放される」という考えから、「共生の権利の承認が根付いた新たな地域社会・共同体の創出」という「部落解放像」が描かれます。「共生」という用語は、ほんらい生物学から生み出されたもので、これを人間社会に適用して人種、国籍、言語、文化などで異なった集団が、同一社会の中で相互にその差異を認め合った上で、対等・平等な関係を構築・維持していくことを意味します。しかし部落問題は異なった人種でもなければ民族でもなく、あくまで同一民族内の封建的身分制の問題であり、この解決は旧身分の垣根を取り払い、相互のわだかまりを解消し、国民融合を実現すれば解決する問題です。この点でも、「解同」の「共生」理論の部落問題への援用は、旧身分の固定化に通じる時代逆行の反動的な役割を担うもの以外の何ものでもありません。

(2)「解同」は、部落問題を民族問題のように描きながら、他方では部落問題の

独自性を無視し、「差別なき人権確立社会の実現」をめざすとしています。

しかし、「人権が確立された社会」とはいかなる社会なのか、この歯止め無き抽象的な規定をもちいることにより、部落問題解決を先送りし、結果的に展望を明らかに出来ないお粗末なものとなっているのです。人権は、歴史的に見ても、現実の状況を見ても、社会的状況の変化と人間の要求が結びつき、その内容・カタログがつねに充実・発展する概念を特質としています。そのことを無視して、「人権が確立された民主社会」の実現を部落問題解決の到達点にすることが、いかに現実を見ない空理空論であるかは明らかです。

(3)「解同」は、今度の綱領においても、一方で「人権」社会の実現を叫び、他方で構造的に人権侵害に通じる「差別糾弾闘争」を「継承」すること公言しています。「糾弾」行為は、幾多の実例が最高裁判所で有罪となり、その違法性はすでに司法的に明らかです。

「解同」の「糾弾」行為は、この司法判断を受けて、法務省の見解や地対協の意見具申で、違法性の具体的な態様まで明らかにされています。それでも「解

同」は、「差別糾弾」と称して、他人の人権を土足で踏みじり、わが国における「人権社会」の実現を阻害しながら、他方で「人権社会」の実現こそ「部落解放」だという、相反することを同一文書に収めるなど、矛盾を持っています。

③「21世紀をめざす部落解放の基本方向」全解連第16回大会決定（1987年3月7日）

(1)部落問題とは、封建的身分制に起因する問題であり、国民の一部が歴史的に、また地域的に蔑視され、職業、居住、結婚の自由を奪われるなど、不当な人権侵害をうけ、劣悪な生活を余儀なくされてきたことであり、今日なお解決されていない問題をいう。

したがって、部落解放運動は、封建的身分差別の残りものを一掃し、民主主義を確立するたかいかいである。

部落問題の解決すなわち国民融合とは、①部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、②部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく言動がその地域社会でうけ入れられない状況がつくりだされること、③部落差別にかかわって、部落住民

の生活態度・習慣にみられる歴史的後進性が克服されること、④地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現すること、である。

今日では、部落内外の格差の是正がすすみ、部落の閉鎖性が弱まり、社会的交流が発展して部落解放への展望を明るくしている。部落差別はいままさに基本的に解消の過程にある。

部落解放の課題が基本的に解決されても、なお貧富などの諸問題は残される。われわれはひきつづき、労働者、農民、勤労市民など国民各層の一員として、国民共通の諸要求実現のため奮闘しなければならない。

(2)「基本方向」の特徴は、①これまでの「部落差別の根絶」などの抽象的な内容でなく、はじめて部落問題が解決された状態を4つの指標で示し、人びとが具体的にイメージ化することを可能にしたこと、②社会的活動の中でこそ、人間の諸能力の発達と民主主義的な人格形成が可能であるとの確信にもとづき、わが国の大衆団体でははじめて人間の能力の発達＝人間変革という質の問題を打ち出したこと、③部落問題解決をめざす上で、旧身分を理由にした差別の垣根を瓦解さ

せる住民主体の民主的な地域づくりの方向性を打ち出し、このことによって部落解放運動のその後を展望した運動論を展開したことにあります。

(2) 人権侵害救済機関設置法案をめぐって

①民主党の「人権侵害救済機関検討プロジェクトチーム（PT）」（座長・川端達夫衆院議院運営委員長）は6月8日、人権侵害救済機関設置法案に関する中間とりまとめ案を明らかにしました。自公政権が成立を試みた人権擁護法案に歩み寄った内容となっており、秋の臨時国会への提出・成立を目指すといえます。人権侵害の定義が曖昧で恣意的な運用が可能となし、表現の自由を侵害しかねないという本質的な危険性に変わりはありません。

人権侵害救済機関設置法案の中間とりまとめ案骨子は次の通りです。

- 一、人権救済機関は強い権限を持つ三条委員会として設置する。
- 一、同機関は内閣府ではなく法務省に設置する。
- 一、人権擁護委員の国籍条項は地方参政権を有する者に限定する。

一、調査拒否に対する過料の制裁は当面設けない。

一、報道機関などによる人権侵害について特別の規定は設けない。

一、5年をめどの見直し条項を設ける。

この民主党PT「中間とりまとめ」は、法務省政務3役の名で昨年6月に発表した「新たな人権救済機関の設置について（中間報告）」の内容から大きく後退しています。

特に（中間報告）では、人権救済機関（人権委員会）の設置について、「人権委員会は、内閣府に設置することを念頭に置き、その組織・救済措置における権限の在り方等は、なお検討するものとす」と、従来から民主党などが主張してきた所管が打ち出されていきました。しかし、今回の骨子は、2002年3月に参議院に提案された「人権擁護法案」と同様に、法務省の外局に設置するとしています。

以下の理由が挙げられています。（人権侵害救済機関検討PT中間とりまとめ案）

○法務省は、現に全国の法務局・地方法務局において人権救済活動を行っており、当該業務について知識・経験の蓄積

がある。

○現在の組織を活用することによって新制度への移行がスムーズに図れる。

*平成17年（2005年）の民主党案は、人権委員会を内閣府に設置するものとしているが、これは法務省が刑務所や入管など直接的な権力作用を司る部署を所管していることを考慮したものである。しかし内閣府にも警察庁があり、直接的な権力作用を担っている。

*いわゆる3条委員会として設置する場合、内閣府であれ法務省であれ、法律上、政府からの独立性に変わりはない（人事権、規則制定権を有する。）

②2003年10月衆議院解散にともない廃案となった人権擁護法案は、そもそも次のような問題を持っていました。①政府からの独立性など国連が示す国内人権機構のあり方（パリ原則）とは異なる

②公権力や大企業による人権侵害を除外しており、もっとも必要性の高い救済ができない ③報道によるプライバシー侵害を特別救済手続きの対象としており、表現・報道の自由と国民の知る権利を奪う ④「人権」や「差別」についての明確な規定なしに、「差別的言動」を「特

別救済手続」として規制の対象としたことは、国民の言論表現活動への抑圧であり憲法に抵触する、点です。

新たな人権侵害救済法案は、国会で全会一致の可決となるよう、人権委員会は権力や大企業による人権侵害のみを特別救済の対象にし、報道や表現規制をその対象からはずす。特に私人間の言論や出版の領域には踏み込まず言論の自由を尊重し、国連パリ原則にのっとった独立性と実効性が確保されるものにする必要があります。国内人権機関の設置に関わる議論は、その必要性・有用性を国民公開で行うべきであり拙速に国会に提案するべきではなく、国民的議論の手立てを講じることが先ず法務省や政党が第1に行うべきことであり、責任があります。

③機関の独立性がないことは致命的欠陥
かつての人権擁護法案では、設置する人権機関は、法務省の外局であり、「人権救済機関」として行政（公権力）から独立していませんでした。予算は法務省を通じて取り、人事も交流します。従来の機関の横滑りに過ぎず、具体的には以下の問題がありました。

①わずか5人の委員（しかも常勤は2

人）の「人権委員会」の他は、従来の「法務省人権擁護局及びその下級機関である法務局・地方法務局と人権擁護委員」が横滑りした機関にすぎない。現行制度の冠である法務大臣が法案で人権委員会に置き換えられただけの組織です。（法案8条）

②人権委員会の事務局の地方機関として地方事務所がおかれるが、この地方事務所の仕事は地方法務局長へ包括委任できることになっています。（法案16条）

③人権擁護委員の選任手続き・組織構成は従前のものが維持されており、人権委員会による直接の指揮監督は事実上不可能です。

④「一般調査」「一般救済」を事務局や人権擁護委員へ包括して代行させることが許容されている。「特別調査」の事務局代行も許容しています。

その結果、人権救済の機能・実効性を期待できないものとなっています。

公権力からの独立性がないことは致命的欠陥で、公権力の行使による人権侵害にどれだけの救済機能を発揮できるのかは大いに疑問です。こうした懸念がかつて参議院法務委員会で議論され、とりわけ刑務所内で傷害事件が生じたことか

ら、法務省の外局に人権委員会を設置することに合意形成ができなかったものです。

④昨年6月に明らかになった自民党の見解では、「複数のものの人権の調整が必要な場合、多数決により少数者の人権が不当に制約されてはならないことに留意すべきであり、そのような観点から、基本的には司法権の判断に委ねられるべきです。本質的に多数決に支えられている行政機関がこれに介入することには、極力、謙抑的であることが望ましい。したがって、民主党の主張するような強力な権限を持つ人権救済機関を創設するべきではありません。」と述べています。人権擁護法案をめぐって自民党内を2分する激しい闘争がおこり、「話し合い解決法案」なる鳩山試案までされた状況を鑑みれば、これが最大公約数と言えま

す。
なお、部落解放・人権施策確立要求中央実行委員会は「人権侵害救済法（仮称）法案要綱」（2004・5・17）で「第二人権委員会（中央）一 設置
国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、内閣府の外局として、第一の一

の目的を達成することを任務とする人権委員会を設置するものとする（第五条関係）としています。

これから「法務省と与党とで協議を繰り返しながら、法案の取りまとめをすることに なります」（江田五月法務大臣）

日弁連は、国内人権機関の必要性に係わり「捜査機関による人権侵害、刑事拘禁施設における人権侵害、入国管理手続と収容・送還における人権侵害、学校教育や職場における人権侵害、外国人などに対する差別、医療・福祉機関における人権侵害など、調査権限をもって有効な調査と人権の促進と侵害の中止を求める政府から独立した機関を求める声は日増しに高まっている」として機関の実現を求めています。

私たちは、言論表現の自由を擁護する立場から、私人間への権力的介入に反対し、もっとも必要性の高い公権力や大企業による人権侵害からの救済がはかれる仕組みを持った国内人権機関の設置を求めて、多彩な運動を展開してゆきます。

（3）同和行政終結の課題

2002年3月末に同和関係特別対策

の終了に伴う「総務大臣談話」が発表されました。

しかし政府は、「一般対策に工夫を加えた事業」を創設し、「終結」に反する事態を作りだしました（後掲の政府に対する要求に掲げてあります）。児童生徒支援加配教員の適正配置と勤務の適正化、隣保館から団体事務所の退去をはかることや、広く市民に開かれた業務への改善、就職困難者に対する雇用保険の上乗せ給付に関わる隣保館の関与問題、加配保育士の偏向配置、高度化事業の返済に関わる膨大な焦げ付きや一方的債務解消の問題などの是正をはかってきたところです。

隣保館問題では、不適正利用の実態は以前の26館から8府県19館に減少し、児童支援加配教員の問題では配置趣旨や留意事項にそった配置や勤務を求め、民間運動団体の手足となる事態をくい止めるとともに、必要な学校への配置を実現してきました。

一方、大阪市や京都市、奈良市では同和事業の不正等が露見する中で、市民世論の軽視、行政の中立性の確保などで十分さは共通していますが、節目となる一定の見直しが進められました。また全

國的に住宅の一般公募も進み、若い世代などの入居を一層進めることが課題です。

滋賀県における「同和地区問い合わせ」の事件化に関わって、「事件化」の問題、団体への通報の仕組みの廃止、旧同和地区生徒の抽出問題で県に対する申し入れ行動を行いました。引き続き、行政施策の実態把握を進め、終結に向けた取り組みを強めます。

（4）「厚労省同和問題実態調査」なるものは、問題解決に逆行する

①「解放新聞」（2011年4月18日付け）は、「隣保館を拠点とした同和問題解決に向けた実態調査」が厚労省の「地域福祉推進事業」として7月頃に行われると報道しました。

狙いは、人権侵害救済法制定のために被差別体験などの実態を明らかにし、法制定実現の立法事実を収集すること、住民の課題を明らかにし要求の組織化や同盟員拡大に役立てるといふものです。市町村保有の行政データから同和地区のデータを抜き出し地区概況調査を行うのは公務員の仕事であり、同和地区住民への

アンケート配布回収は隣保館職員の業務であると、行政の全面的支援をも打ち出しています。こうして同和対策の復活をはかろうとしています。

②厚労省の地域福祉推進事業は、「地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組等に対する支援を通じて、社会福祉事業の発展、改善等に寄与することを目的」にしています。一般型は2500万円を上限に全額国庫補助です。2010年度採択法人に「社会福祉法人大阪府総合福祉協会」（旧「大阪府同和地区総合福祉センター」）があり、「隣保館における地域社会資源との連携調査とあり方検討事業と先進事例集作成事業、隣保館支援地域生活実態調査に向けてワーキング委員会の開催」を内容としています。

「解同」高知県連は全市町村に調査協力に係わる要請書を4月中に送付し、「解同」中央生活労働運動部がいう「部落差別を解消することを目的とする行政」を同和行政の概念として認めることなど、「解同」の考え方に同調するかどうかの返事を求めています。

問題は、2002年3月末に総務大臣

談話で「国、地方公共団体の長年の取組により、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は今や大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も様々な創意工夫の下に推進されてまいりました。このように同和地区を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、国の特別対策はすべて終了することとなったものであり、今後は、これまで特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していく」との方針に反することです。

高知県も昨年12月に「解同」から「実態調査の実施」を求められたおりの回答で「法の失効後は地域や人を特定せずに、行政課題ごとに施策を実施してゆく。したがって、施策ニーズを把握するために調査が必要な場合は、行政課題ごとに行う」と、拒否しています。

自主的団体が任意でアンケートを行うことはあり得ますが、行政補助事業で地域や人を特定して公務で行うことは、同和問題の解決に逆行することであり、総務大臣談話にも反するものであり、行政が関与することに反対するものです。

(5) 地域人権の確立に向けて

①全国地域人権運動総連合（略称、全国人権連）は、社会問題としての部落問題が基本的に解決したことをふまえ、2004年4月に全国部落解放運動連合会（略称、全解連）を発展的に転換して誕生しました。

運動の基本方向は全国人権連規約前文で次のように規定しています。

「全国地域人権運動総連合は、地域社会で人権と民主主義、住民自治の確立をはかる多様な住民運動を包含する恒常的な全国組織である。

様々な階級・階層の人々によって構成されている地域社会には、生活の共同性と地域性にもとづく社会関係から生み出される多様な人間的要求が存在する。

地域社会を基盤とする人権確立の住民運動は、多様な人間的要求を地域社会で権利として実現し花ひらかせるものである。

全国地域人権運動総連合は、日本社会における人権確立運動の積極的なたたかいの伝統を受け継いで、憲法を暮らしに生かし、地域社会と居住者の権利を擁護し創造する運動を展開する。」

この立場から、2004年4月の創立大会で「憲章」制定を次のように提起しました。

私たちは、地域社会から生み出される人権問題に積極的に取り組むことを通じて、地域における住民の人権の擁護と復権を図ります。また、権利として定着してない人権問題を社会的合意形成を通じて新たな権利として創造していきます。

私たちは、わが国で初めて地域社会を対象にした「地域権利憲章」の制定をめざします。この「地域権利憲章」が「全国地域人権運動総連合」の運動目標となります。この「地域権利憲章」には、少なくとも①地域人権とは何か、②地域住民の具体的な権利のプログラムの整理、③権利憲章の意義と運動の目標を含んだものとします。

②資本の利潤追求を放任する「新自由主義」路線と、貧困と格差を生み出す「構造改革」路線が、経済、政治、社会のそれぞれにのしくみに大きな変化と国民生活に多大な困難をつくりだしました。

社会の問題では、とりわけ社会構造上、高齢者のひとり暮らし、夫婦のみの世帯が急増し、人口構成・世帯構成は激

変しました。超高齢社会、少子化、家族力の低下、未婚化・晩婚化として現れ、新自由主義政策がさらに問題に拍車をかけ、学歴・教育格差、地域間格差、過疎地問題、貧困問題などが一層深刻な事態として今後到来します。住民による地域共同体の機能が第1次産業の衰退と絡んで希薄になりつつあり、限界集落、孤獨死、医療・介護難民などの問題を引き起こしています。

地域社会の問題は、特定の個人・団体が単独で解決しようものもありますが、住環境の改善や福祉制度の充実運動に見られるように圧倒的には個人・団体がネットワークを構築し、地域住民運動として創造的に解決しなければならぬものばかりです。

ネットワーク型の組織の地歩を確かなものにし、さらに発展するためには、住民や地域で活動する諸団体が承認できる共通目標が必要です。その目標となり、地域社会の構想と理念を示すものとして「憲章」を位置づけるものです。

③昨年11月の全国人権連第4回大会に第5次案を提案しました。討論では、第5次案の討議時間が足りない、やさしい表

現などの意見がでて、大会での採決を見送りました。

この間、作業委員会を設け、わかりやすい内容とするため構成上の整理、「地域人権」の観点で全体を見直す、住民の権利実現の立場から項目の修正整理を進める、部落解放運動の教訓が反映した行動指針となるようまとめあげているところです。

(6) 要求の事業化

住民のおかれている現状を認識し要求を実現する運動は、住民が要求を行政に突きつけ、直接に問題の解決や措置を求める形態とともに、いま、住民自身が住民間の矛盾を自ら調整し、時には事業体を組織し、課題の解決の中心的役割を演じる形態へと変わりつつあります。

地域住民の要求を社会のあり方や、それに向けた政治変革へと結びつけないような運動は、一面的で有効性を欠くことになります。重要なことは、要求運動を継続的な事業活動へと発展させてゆく能力を身につけることです。地域における成熟した変革主体形成のためには、単なる要求だけではなく、その要求を自らの

手で実現してゆくことが必要となります。

事業において何よりも重要なのは、時代の特徴や市場のニーズをとらえる洞察力と企画力であり、また組織を維持する経営能力です。

運動を事業活動に発展させることには、地域の問題を自ら解決すると同時に、雇用を具体的に保障し、また運動の財政的基盤を獲得するという利点があります。この点にこそ、事業体を形成する最大の意義があります。

また事業体の経営には民主主義の学校という意味があります。運動の理念を経営に接続し、調和させることは、成熟した地域の変革主体の形成をはかることができるだけでなく、全体社会を担い得る主体形成ともつながります。

(7) アイヌ問題に係わって

6月6日の決算委員会でアイヌ政策の推進について、日本共産党の紙智子参議院議員がとりあげました。アイヌ政策推進会議の部会報告がだされ、「民族共生の象徴となる空間」部会、「北海道外アイヌの生活実態調査」部会のまとめが、

近く報告されることから、内閣官房長官に、政策推進へ、いくつかの認識を質しています。

もとより同和問題とアイヌ問題では属性が異なります。施策の対象となるアイヌ民族の認定を誰がどのように行うのか、国が主体的に、透明性、公平性を確保した方法をいかに国民的理解を得て確立するかという点が問題になっていきます。

枝野官房長官は、「今までの経緯を踏まえながら、いかに客観性と透明性を高められるのか、その手法について検討してまいりたい」と返答しています。

同和問題に係わる不正が生じた轍を繰り返さないために、関係者との連携を深めてゆきます。

第7 集会の教訓を各地の実践に

全国人権連のなかで地域づくりの取り組みが前進しているところに共通しているのは、一つに地域社会の福祉と介護の拠点や民主団体との地域ネットワークの拠点を構え、そこを中心に高齢者の暮らしや地域の生活支援など、運動と組織を支え、地域づくりを行っていることにあ

ります。

もう一つは、県・支部段階で、生活相談活動を旺盛に行い、気軽に声をかけての交流をはじめ諸行事に取り組み、組織拡大も前進させている点です。生活相談を定期的に行うこと、相談の取り組みが迅速であること、それが人権連への期待となつていきます。生活相談活動を機軸に地域づくり・組織づくりへ拡げてゆくことを教訓として学びたいと思います。

2日間の集会では、この「情勢と課題」でふれることができなかつた現状、諸課題や教訓についても、充分議論を深め、各地の取り組みに生かしていただきたいと思えます。

最後に、本集会にご参加いただいた来賓各位をはじめ、講師・報告者、諸準備にあたられた地元和歌山県連、実行委員会の皆さんに感謝を申し上げます。

以上、集会に対する基調報告とします。